



H I R O N O P L A N

2025

**第五次
広野町町勢振興計画
基本構想**

福島県
広野町

平成28年3月



はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害から5年を迎え、本町を取り巻く状況がさまざまに変化する中、広野町民の“幸せな帰町”のため、ふる里復興・再生にむけ全身全霊で取り組んでおります。

広野町では第四次広野町町勢振興計画に基づきまちづくりを進めておりましたが、未曾有の被害をもたらした東日本大震災及び原子力災害を受け、復興計画を策定したことから大幅な見直しが求められました。加えて、我が国が抱える少子高齢化・人口減少問題、若い世代の就労・結婚・子育て社会の実現のためには、地域独自の視点に基づいた一体的かつ総合的で持続可能な行政運営を行っていく必要があります。

このような背景から、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とする「第五次広野町町勢振興計画」として全面的に改定することといたしました。

国は、復興期間の後半5年間を「復興・創生期間」と位置づけ、広野町としては初年度である平成28年度は重要なスタートラインであります。

今、広野町は大きな転換期を迎え、新しい価値観に基づいた新しいまちづくりが求められています。本町は平成28年を「ふる里復興・再生」を“希望”から“成長”そして『躍動の年』と展開し、更なる復興の加速化を図り、私たちの希望であるふる里広野での震災以前の生活を取り戻すための“いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町”を標榜し、各種事業への取り組みを一步ずつ着実に進めます。

本計画において掲げた『子どもの歓声とともに新たな時代を拓くまち 広野』の将来像実現を目指し、町民と行政が互いに協働し合いながら“ふる里 広野”の誇りと希望を次代の子ども達に引き継いでいきたいと願っております。皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご助言を賜りました町議会、総合振興計画審議会及び総合振興計画策定協議会をはじめ、まちづくりについて提言をいただきました多くの町民の皆様から心から感謝申し上げます。

平成28年3月31日

広野町町長

達藤 智

第五次広野町町勢振興計画 基本構想

基本構想

■ 第1章 第五次広野町町勢振興計画策定に当たって

第1節	計画の構成・期間	6
第2節	策定の背景	7
第3節	策定の意義	8
第4節	まちづくりの潮流と課題	9

■ 第2章 まちの将来像

第1節	目標年度	16
第2節	まちづくりの基本理念	16
第3節	まちの将来像	18
第4節	将来人口	19

■ 第3章 まちづくりの基本方向

第1節	安心して暮らし続けられるまち	22
第2節	子どもたちを安心して育てることのできるまち	24
第3節	だれもが明るくいきいきと暮らせるまち	25
第4節	双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち	27
第5節	社会の要請に応え活気と活力のあるまち	30
第6節	顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち	31



もくじ

Contents

■ 第4章 まちの将来像の実現に向けて

第1節 町民が主役で自ら参画するまちづくり	34
第2節 新たな行政課題に対応できる役場づくり	35
第3節 計画的な行政の推進	36

資料編

第五次広野町町勢振興計画策定経過	38
まちづくりアンケート調査	39
広野町総合振興計画策定要綱	40
広野町総合振興計画審議会規則	42
広野町総合振興計画審議会委員名簿	44
広野町総合振興計画策定協議会委員名簿	45
広野町総合振興計画審議会への諮問及び答申	46



第 1 章

第五次広野町町勢振興計画 策定に当たって



第1章

第五次広野町町勢振興計画策定に当たって

第1節 計画の構成・期間

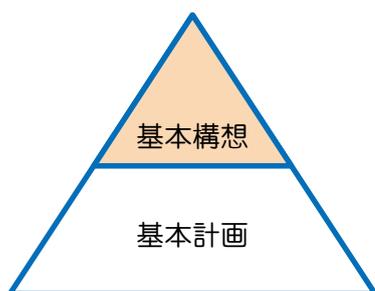
『第五次広野町町勢振興計画』は、基本構想と基本計画から構成されます。

基本構想は町民、事業者、行政等すべての主体が共有する町の将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となる広野町の基幹となる計画です。

基本計画は、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政が重点的に取り組む施策や実現のための工程を示すなど、町政経営を進めるうえで指針となる行政計画です。

『第五次広野町町勢振興計画』では、先だて策定された『復興計画（第一次、第二次）』等との整合を踏まえ、計画期間は以下のとおりとします。

【町勢振興計画の構成】



基本構想

- 広野町（地域）が目指す計画
- 町民・事業者・行政が目指すまちづくりの方針・ビジョン

基本計画

- 行政が目指す計画
- 基本構想実現のために行政が取り組む計画

【計画の期間】

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想	策定	計画期間 10年										
基本計画	→			→						→		
	→			→						→		
	→			→						→		

※広野町復興計画(第二次)の前期復興期は平成29年度、後期復興期は平成33年度を目標年次としており、新たな町勢振興計画の前期基本計画、中期基本計画とそれぞれ整合する。

第2節 策定の背景

広野町では平成22年度に『第四次広野町町勢振興計画』を策定しましたが、平成23年3月11日に発生した東北太平洋地震とこれに端を発した大津波（以下「東日本大震災」という。）により、町民の家屋の全・半壊や産業、交通、生活基盤に未曾有の被害をもたらされ、さらに、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原子力災害」という。）により、役場機能の町外移転、約5,000名の町民が町外への避難生活を強いられるなど、町が抱える課題は一変しました。震災後4年が経過した現在も帰町できない住民も多くいます。

また、原子力災害に起因する汚染水問題や高放射線量などの理由から原子力災害の収束は今なお見えず、これに伴う風評被害等による農・商・工業の衰退、町民の流出が懸念されるなど、深刻な状況は続いています。

こうしたことから、『第四次広野町町勢振興計画』の大幅な見直しが求められていましたが、未曾有の大災害を経験し、復旧・復興に向けて大きな変革が期待されていることから、新たに『第五次広野町町勢振興計画』として全面的に改定することとしました。

震災後、平成23年に策定された『広野町復興計画（第一次）』において、町の復興への課題は多岐にわたっていることを踏まえたうえで、「ピンチをチャンス」として捉えていくことを宣言しました。

現在、広野町は、大きく変わろうとしています。かねてより懸案であったJR常磐線広野駅東側整備、中高一貫校である「福島県立ふたば未来学園高等学校」の開校、地域防災拠点や商業拠点の整備のほか、二ツ沼総合公園やJヴィレッジの再開も具体化されてきました。

この基本構想の計画期間において、新たな広野町の骨格が定まることとなります。広野町にとって最も大きなこの変革を機に、広野町復興の足掛かりを着実なものとし、広野町だけでなく双葉郡の復興の礎を築いていくことが求められています。

このような大きな期待の一方で、帰町の遅れや作業員など新たな居住者との共生問題等、大きな課題を抱えています。そのような中で、復旧・復興を進め、町民生活を支援し、社会の変化や町民の価値観の多様化などに適切に対応したまちづくりをこれまで以上に主体的に責任を持って進めていかなければなりません。

広野町は、これまで4次にわたる基本構想に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。この間、多くの町民が主体的にまちづくりに参加し、行政との協働を実践してきました。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、これからの10年を展望し、復興期に相応しい着実なまちづくりを進めていくことが重要です。そのためには、行政や議会をはじめ、町民、NPOや町民グループ、事業者、企業、周辺地域に立地する大学等の多様な主体が連携・協力し、それぞれが主体的な担い手としてまちづくりに参画していくことも重要です。

このような認識のもと、町民と行政との適切な役割分担により、共に考え力を合わせ、参画と協働を一層高めながら、この基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向けて取り組んでいくこととします。

第3節 策定の意義

この基本構想は、町民代表で構成する「広野まちづくり会議」において検討を行い、広野町の庁内ワーキンググループとの意見交換を進めながら、基本構想の案づくりを進めてきました。また「広野まちづくり会議」による町民アンケートや、パブリックコメントの募集など、多様な町民参加手法により広く町民の意見を頂きながら検討作業を行っています。

このような過程を経て策定する基本構想は、わたしたちのまち広野が目指すべき将来像を明らかにするとともに、以下のような意義を有しています。

1 町民、事業者及び行政によるまちづくりの目標の共有

平成23年の地方自治法の改正により、市町村は必ずしも基本構想を策定する必要がなくなりましたが、広野町では、まちの将来像を町民、事業者及び行政が共有し、それぞれがお互いの役割を尊重しながら、より一層参画と協働のまちづくりを進めていくために基本構想を策定します。

2 行財政計画の指針

この基本構想は、これまでの広野町のまちづくりの成果を引き継ぎつつ、新たなまちの将来像としておよそ10年後の目標を定め、その目標に向けた方針を総合的に示すものです。この基本構想の実現に向け、町政における行財政の計画的な運営や施策・事業推進の指針として基本構想を策定します。

なお、基本計画については、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政が重点的に取り組む施策や実現のための工程を示す行政計画として策定します。

第4節 まちづくりの潮流と課題

変化の激しい現代社会において、今後のまちづくりを進めるうえでは、町政を取り巻く社会経済情勢等のまちづくりの潮流を踏まえ、広野町の地域課題や町民ニーズに的確に対応していく必要があります。

1 復興に向けた国・県の動き

平成26年9月、地方創生が内閣の最重要課題であるとの視点から、第2次安倍改造内閣発足と併せて地方創生担当大臣が設置され、政府内には新組織である「まち・ひと・しごと創生本部」（以下「政府創生本部」という。）を立ち上げられました。政府創生本部では、国としての長期ビジョンと今後5年間の総合戦略を策定するとともに、自治体が自ら新たな支援策を首相に提案する仕組みを創設する地域再生法改正案を「地方創生関連法案」として臨時国会に提出し、11月21日に可決・成立しました。これに従い国は年内に人口減少の抑制や東京一極集中の是正に向けて、長期ビジョンと今後5年間の総合戦略を閣議決定したところです。

こうした流れを受けて、福島県においても平成27年秋を目指して福島県の長期ビジョン及び総合戦略を策定することとし、大きく地方創生に向けた取組が加速化することとなっています。

また、原子力災害により大きな影響を受けている浜通り地域の12市町村を対象に、復興庁は将来像を協議する有識者検討会を組織し、平成27年夏をめどに提言が取りまとめられることになっています。

2 人口構造の変化

広野町では、減少傾向が続いていた人口が東日本大震災及び原子力災害の影響を受け、平成24年には181人と大きく減少し、平成25年にも87人減少しました。しかしながら震災より3年目となる平成26年には4人の減少となり減少傾向に歯止めがかかったものと期待されます。

一方で世帯数は平成24年から増加傾向が続いていますが、原子力災害収束のための技術者や作業員など単身世帯の増加とみられます。

また、人口構造も一層の少子高齢化が続いており、平成26年には年少人口が11.1%と平成22年から3.1ポイント減少したのに対して、高齢人口は23.9%から27.4%と3.5ポイント増加しています。

さらに、原子力災害により依然多くの町民が避難しており、平成27年1月26日現在、町内に居住している町民は951世帯、1,874人であり、人口ではおよそ36.4%、世帯ではおよそ47.9%となっています。

帰町できない多くの町民がいる一方で、平成26年12月現在で約3,000人を超える除染や原子力災害収束のための従業員や作業員等が、町内で居住していると考えられます。

このような人口構造の変化とともに帰町できない町民が多くいること、地域との関係が希薄な居住者が多くいることは、地域コミュニティの脆弱化や町民生活になんらかの不安感を醸成するなど、多方面に大きな影響を及ぼしています。

今後、共助による安心・安全な地域社会や、安心して子どもを産み育てることができ、豊かで活力あるまちとして発展していくためには、特に若い世代や女性の帰町や転入を促せるよう環境整備を行うとともに、原子力災害収束及び双葉郡復興のために全国から集まってくる人たちとの共生を図っていくことが重要です。

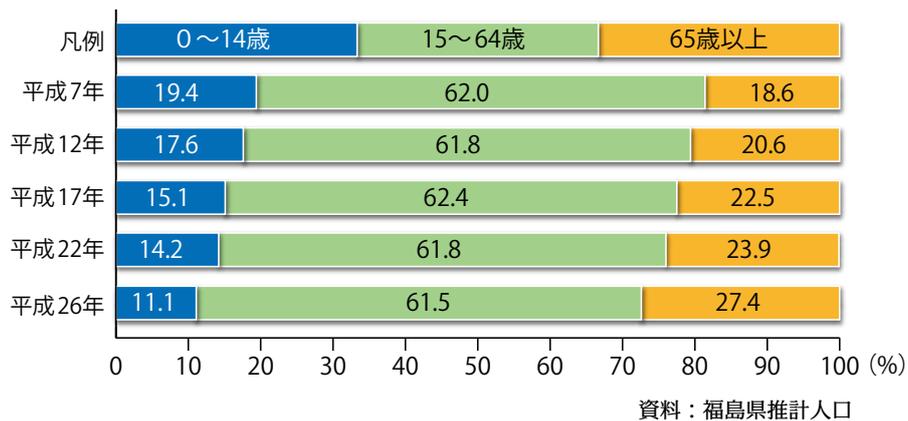
◆広野町の人口推移（平成13年～26年）



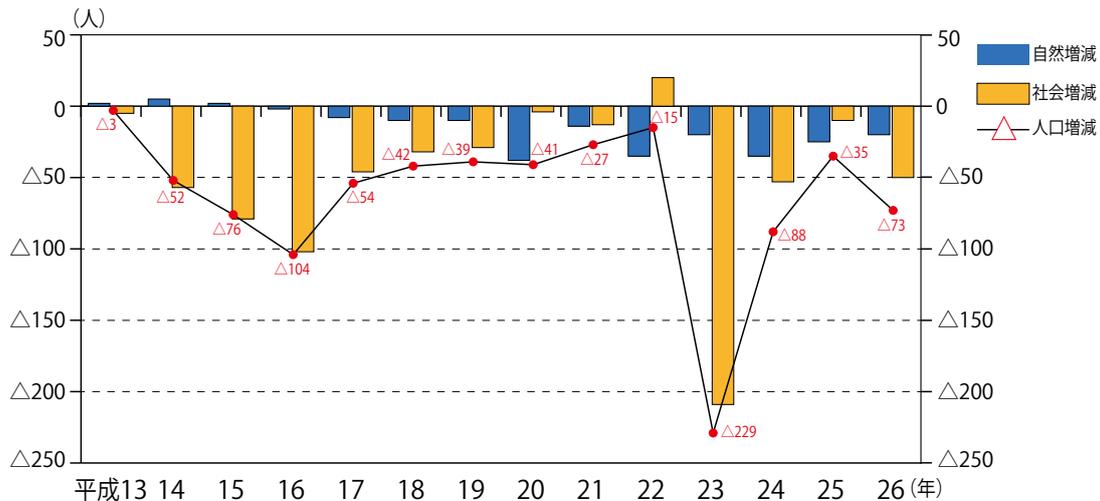
◆広野町の世帯数推移（平成13年～26年）



◆年齢3区分別人口構成比の推移（平成7年～25年）



◆人口動態の推移（平成13年～26年）



資料：福島県推計人口

3 地域コミュニティの変容

人口構造の変化は地域コミュニティの変容をもたらしています。長期化する避難により地域コミュニティが成立しない地域や、家族の形も変化しています。被災前は三世帯同居などであった家族が、祖父母世代のみ帰町や父親の単身帰町など核家族化する傾向にあります。町民の意向も帰町に合わせ三世帯同居に戻るとする人がいる一方で、核家族で暮らすことを望む人も多くいます。

子どもたちのコミュニティにも影響が出ています。平成26年度現在、幼稚園から中学校まで180人の園児、生徒がいますが、通園通学はスクールバスで行われており、その3分の1はいわき市からの通園通学となっています。放課後の遊びや登下校時の会話、部活動等を十分に楽しめる環境には至っていません。

平成26年6月に開催された国際シンポジウム『広野町から考える』～避難先からの“幸せな帰町”に向けて～では、“幸せな帰町”と復興を図るためには、子育て世帯の視点を取り入れていくことが重要であり、その実現のためには、子育て世帯の女性が主体的に参画し、活発に活動することが肝心であり、それを可能とする環境を整えることなどが重要であるとされています。

4 安全・安心に対する町民意識の高まり

平成26年に実施された広野まちづくり会議による町民意向調査では、広野町の将来像を表すうえでふさわしい言葉として「安心・安全」を掲げる人が43.7%と半数近くに及び、第二位の「便利さ」21.0%を大きく上回っています。また、住みよいまちとするための重点分野としても「健康・福祉・子育て支援」と並んで「安心・安全（防災、防犯、住環境）」が第一位に選ばれています。このように東日本大震災を通じて、災害への備えや対応について町民の意識がより一層高まっていることが伺えます。

防潮堤や防災緑地などハード面の整備はもとより、町民の防災意識を高めるとともに共助の地域コミュニティの再生が重要であり、避難計画などソフト面での防災体制の拡充が求められています。

特に原子力災害に対しては、本町は国の原子力災害対策指針において原子力施設から概ね30kmを目安とする緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に組み入れられています。いつどこで起きるか分からない災害による被害を最小限に抑えるためにも、東日本大震災や原子力災害の教訓を活かしながら、これまで以上に町民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

5 産業構造の変化

震災前の広野町はGDPの72.3%を電力関連産業に依存しており、昭和55年4月の広野火力発電所1号機の運転開始以来、平成25年12月の6号機完成に至るまで、現在では総出力440万kWという巨大な電気を首都圏へ供給する「エネルギーの町」としてまちづくりが行われてきました。

平成23年3月の原子力災害では全町民の避難を余儀なくされ、広野町の商工業も壊滅的打撃を受けましたが同年7月16日には火力発電所の全機が稼働再開、その後も広野工業団地に立地の15社のうち14社が稼働を再開（平成25年8月時点）したほか、震災からの普及・復興再生の最前線基地として土木建築業や旅館・ホテル業を中心に賑わいを見せるなど復興に向けた動きとなっています。

今後数十年は廃炉や基盤整備等の復興事業は継続され、人口流入、雇用は拡大すると予測されます。相双地区の平成26年1月時点の有効求人倍率は2.63であり、福島県全体の1.30を大きく上回っており、非常に高い労働需要があります。

現時点で福島第一原子力発電所での作業員は平成26年9月には6,000人を超え、福島第二原子力発電所や平成32年の稼働を目指す火力発電所（IGCC:世界最新鋭石炭ガス化複合発電設備）ではそれぞれ1,000人規模の雇用が発生すると見込まれています。その他廃炉モックアップセンター及び研究施設等の建設、富岡、浪江、南相馬及び飯館での本格除染、流入する生活者向けサービス業の需要等々とても地元で賄いきれない労働需要が発生するものと考えられます。

このような産業構造の変化を踏まえ、地元雇用の拡大とともに、未来を見通した地元企業の技術習得、新たな産業の創出や企業誘致が求められます。

6 原子力災害からの復旧

原子力災害により、広野町においても町民全体の避難を余儀なくされましたが、平成24年3月1日、いち早く役場を戻し、帰町、復興に向けての活動を開始しました。平成24年3月31日には避難指示を解除し、帰町の促進を図りました。

しかし、震災から3年半を経過した平成27年1月時点においても帰町を届け出た人は町民の3分の1程度にとどまっています。一方で除染、廃炉のための新しい居住者の流入が続いています。

時間が経過するに従って、徐々に町民の帰還意識は薄れ、災害自体が風化していくことが懸念されます。今後一層、環境回復、生活再建を通じた継続的な“幸せな帰町”に向けた動きと震災という危機をチャンスに転じた新たなまちづくり、新しい産業の誘致と振興を両輪とした復興再生が必要となっています。

特に、放射線問題については、順調な除染作業など環境回復に努めてきた結果、広野町では概ね被災前の生活が可能となっています。平成23年に策定した5ヵ年計画に基づき生活圏での除染はほぼ100%となっています。

環境回復は復興の必須条件です。広野町の除染事業はピークを越しましたが、双葉郡の8カ町村では未だ居住できない町村もあり、富岡町の本格除染もようやく始まった所です。

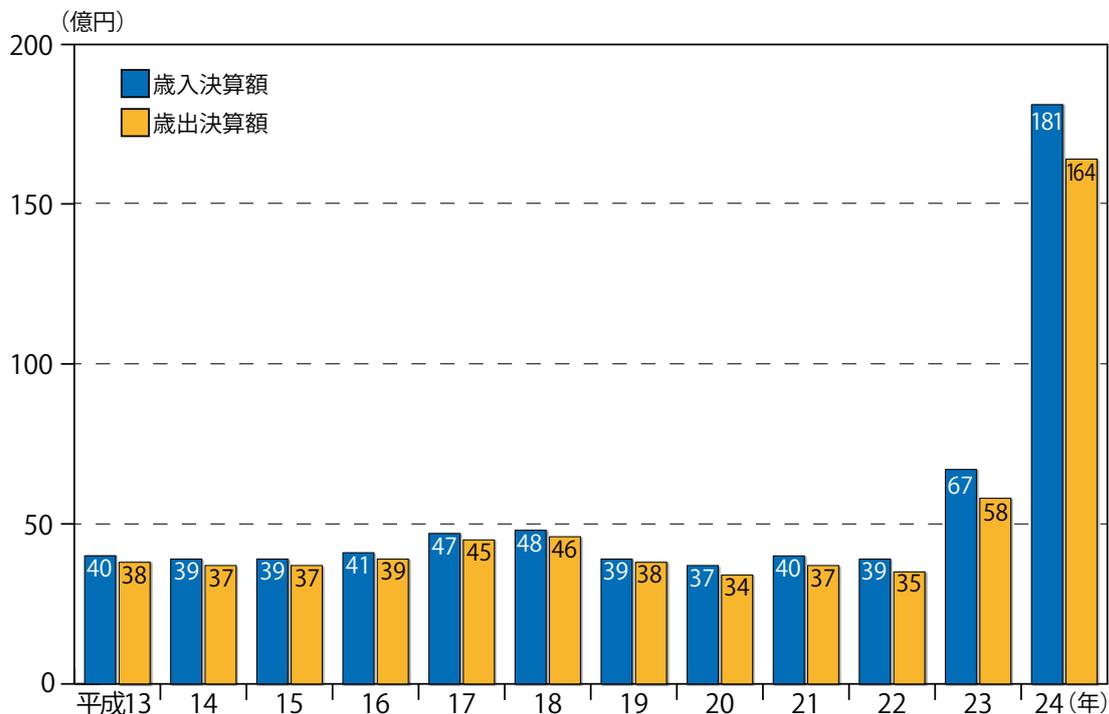
7 自立した自治体経営と参画と協働のまちづくり

地方分権改革が進む一方で、広野町では震災復興のために多くの事業が加算され、被災前は40億円前後だった一般会計決算額が、平成24年度歳出決算額では164億円と、約4倍の事業を執行しています。今後も数年はこうした状態が続くものと思われ、限られた職員で対応を余儀なくされることから、効率的・効果的な事業遂行が可能な体制・システムを確立していくことが求められています。また、施策や事業が一方的に執行されるだけでなく、その評価を適切に行い、次の施策や事業に反映していくことが重要であり、限られた人員と時間の中でこれらを行うためにも行政評価・事務事業評価システムを確立していくことが重要となっています。

また、複雑化かつ多様化する行政課題、復興に向けて高度化する行政課題に柔軟に対応するためには、公共的な課題の解決を行政のみが担うのではなく、様々な主体と協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。

広野町では、福祉、環境、防災など町民が主体となって活動できる様々な分野で町民や事業者など様々な主体と行政がそれぞれに適切な役割を担いつつ、参画と協働によるまちづくりを一層発展させていくことが重要です。

◆一般会計の歳入・歳出決算額の推移（平成13年度～平成24年度）



資料：広野町一般会計歳入歳出決算書

第 2 章

まちの将来像



第2章

まちの将来像

第1節 目標年度

この基本構想は、平成28年度（西暦2016年度）を初年度とし、平成37年度（西暦2025年度）を目標年次とします。

第2節 まちづくりの基本理念

第四次広野町町勢振興計画では、広野町が将来に引き継いでいく大事な宝を、人（＝町民）であり、自然（＝水と緑の豊かな景観）、文化（＝地域の歴史・伝統、童謡やスポーツなど）と、これらに裏打ちされた誇りと希望としています。

このような考え方は、第五次広野町町勢振興計画においても変わるものではありません。しかしながら、東日本大震災及び原子力災害を経験した広野町においては、より一層、町民の生命と暮らしを守る安全・安心のまちづくりと、町民の誰もが幸せな帰郷を果たし得る一日も早い復旧・復興の新しいまちづくりが求められています。

このような緊急かつ高度な町民ニーズに応えていくため、第五次広野町町勢振興計画においては以下の基本理念を掲げ、まちづくりに取り組んでいくこととします。

1. 生涯を通じて、安全・安心に暮らせるあたたかく住みよいまち

- ・東日本大震災や原子力災害における教訓を活かし、今後起こり得るいかなる事態に対しても町民生活の安全・安心を確保するため関係機関との連携を強め、町民が危機管理意識を持ち、安心して生活していけるまちづくりを最重課題として取組みます。
- ・放射線については、山林も含めた除染を継続して実施するとともに、町内の放射線量の測定や情報開示を進め安心して住めるまちづくりを継続して行います。
- ・町民が安心して子どもを産み育てられること、子どもが安心して地域で遊び・学んでいけること、住まいや働く場が確保され安心して生活していけること、病気になったり介護が必要となっても必要な支援やサービスが気軽に受けられることなど、町民が生涯を通じて安心して生活していくためには、多様なサービスが的確に提供されることが重要です。そのために、行政の役割はもとより町民同士が助け合う地域づくりを行っていきます。

2. 利便性の高い生活環境で、誰もが快適に暮らせる住民尊重のまち

- ・震災前よりJR常磐線広野駅西側の活性化が課題となっていました。震災によりスーパーが撤退するなど、生活関連サービス機能の低下は著しくなっていました。しかしながら、復興計画により広野駅東側の開発・整備が進められることとなり、住宅や事務所、商業施設等の整備が期待されています。
- ・必要最低限の日常生活に必要な商品やサービスが広野町内で供給されることを望む町民も多く、駅西側や役場周辺も含めて、商業や医療、サービス業等の集積を高め、利便性の高いまちづくりを進めていくことが重要です。
- ・隣接するいわき市においては、高次の商業・サービス機能が充実しており、JR常磐線の便数増加やバス便の拡充、国道6号の渋滞解消を図るなど、交通利便性の向上を図り、いわき市に立地するこれらの機能を、町民が享受しやすくすることも重要です。

3. 誇りと希望にあふれ、いきいきと笑顔が輝いているまち

- ・若者の帰町や子育て世代の定住を促進し地域の活力を維持できる人口規模・構造を保つには、利便性の高い生活環境を整えることはもとより、雇用の場を整えることも重要です。特に若い世代では経済的な問題を抱え不安を感じている町民も少なくありません。今後長期にわたる廃炉作業など、広野町を取り巻く事業環境も大きく変わるとともに、新たな産業発展の期待が高まっており、広野町内に研究・事業拠点を設ける企業も多くなることが予想されます。このような機会を積極的に捉え、町内への企業誘致を行い、若者が魅力を感じる雇用の場を確保し、広野町で暮らすことに誇りと希望が持てるまちづくりを進めていきます。
- ・平成26年には第20回目の「ひろの童謡まつり」が開催されるなど、町内のイベントも多く開催されるようになってきました。帰町できない若者など担い手不足により復活できない伝統行事もありますが、今後は帰町に併せてこれらの伝統・文化の復活が期待されます。また、二ツ沼総合公園やJヴィレッジなどの復旧も進み、サッカーの振興など以前の広野町のように町民が誇りと希望を持って語る地域独自の文化の創造や取組を積極的に進めていきます。

4. 町民と行政が手を取り、地域の活性化や課題解決に取り組むまち

- ・人口減少、少子高齢化に加えて、原子力災害による町民避難により、地域のコミュニティが崩壊してしまったり、いまだ回復していないコミュニティがあるなど、地域力が大きく脆弱化していることが懸念されます。その一方で、今後も町民ニーズは多様化し、行政サービスは質的な向上が求められると考えられます。
- ・大きな地方分権の流れのなかで地方行政の役割はますます大きくなっています。さらに復興に向けてこれまでにない大きい施策や事業が発生しており、これらを効率的に行財政運営していくことが求められています。
- ・そのようななかで、人情味があり親切的な広野町民気質を活かして、優しく思いやりを持ってお互いを助け合いながら、近隣や地域に積極的に関わり、町民が地域活動の主体者となっていけるよう、より一層の町民と行政の協働の場や機会の拡充を進めていきます。

第3節 まちの将来像

広野町は、コンパクトな町域の中に、山も海もある、きれいな川もある自然豊かなまちであり、コンパクトであるがゆえに顔の見える人間関係が成り立っているまちでした。こうした豊かな自然環境と町民同士の人間関係の中で、子どもがのびのびと育ち、暮らしやすく安心して住めるまちであったと言えます。

東日本大震災と原子力災害は、豊かな自然を目に見えない放射線によって不安にし、帰町できない町民が大勢いる一方で、原子力災害収束に関わる大勢の従業員や作業員が居住し、これまでの顔の見える人間関係で成り立っていた安心も不安に変わっています。

広野まちづくり会議や同会議で実施した町民アンケート調査でも、放射線や大規模災害にも安全で安心できるまち、やさしさや思いやりのある町民のまち、希望や夢を持てるまち、そして便利で快適なまちなどといった方向性が示されており、これからも子どもがのびのび育ち、暮らしやすく安心して住めるまちを望んでいる人が多いことがわかりました。

そのためには、若い世代や女性が安心して広野町で暮らしたり、転入できるような生活環境を整えていくことが重要です。

このような中で、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎつつ、東日本大震災や原子力災害によるマイナスをプラスに転じ、一日も早く帰町を望む町民が幸せな帰町を果たし、いつまでも安心して住み続けたいと思うまち、子どもがのびのびと育つまち、そして、やさしさや思いやりの心を大切に人と人とのぬくもりの感じられるまちをつくっていくとともに、それを次の世代につないでいくことが重要です。

こうした思いを込めて、広野町の将来像を以下のとおりとします。

**子どもの歓声とともに
新たな時代を拓くまち 広野**

第4節 将来人口

広野町の人口は、近年、減少傾向を示していましたが、平成23年の東日本大震災及び原子力災害によって、さらに減少し平成26年10月1日時点で5,186人となっています（住民基本台帳人口）。

また、順調に帰町は進んでいるものの、平成27年1月時点で実際に町内に居住している町民は1,874人程度とおよそ3割となっています。平成25年12月に町が実施したアンケート調査によれば、町外に居住する人で帰町意向のある人は62.8%でしたが、平成26年8月に実施した広野まちづくり会議によるアンケート調査では46.4%と低下^{※1}しています。一般的に帰町が遅れば遅れるほど、新しい生活が中心となり帰町意向が低くなるものと思われます。

一方で、いわき市に避難している町民が多いことから、日中や週末には広野町に戻って生活している町民も多く、平成26年のアンケート調査をもとにすると約450人程度が、日中町内で過ごしていると推計されます。

さらに、双葉郡内の他町村から広野町に避難している世帯を住民意向調査^{※2}から推計すると約65世帯175人となっており、将来の居住地として広野町を希望している人は418世帯1,140人と推計され、現在の広野町民の約20%に相当する双葉郡内他町村の人が広野町での居住を希望しています。

また、平成26年12月時点で、広野町内には廃炉や除染に関連して約3,000人の作業員等が居住していると推計されています。

今後の町民人口の推移については、これまでの状況から微減が続くものと思われ、原子力災害を契機とする帰町しないと考えている人を考慮すると、さらに減少するものと考えられます。統計的手法による人口推計では、特に若い世代の人口減少が著しく、一層の少子高齢化が進展する結果となりました。

一方で、双葉町、大熊町などからの転入や原子力発電所の廃炉関連産業や新たな産業立地に伴ってその従業者等が転入することが期待されます。

将来にわたって活力ある広野町を維持していくためには、高齢者を支える若い世代の人口を増やすことが重要です。このためには帰町したいと考えている町民の願いが叶うよう環境を整えていくとともに、子育てにやさしいまちとして子育て戦略を打ち出し、ふたば未来学園の開校のチャンスを活かし近隣市町村だけでなく全国から子育て世代や若い世代が住みたくなるまちとしていくことが重要です。

こうした施策に取り組むことにより、平成37年の広野町の人口を5,000人とします。

なお、広野町には町民のほか原子力発電所廃炉や除染に関わる従業者等が引き続き3,000人程度居住していることが考えられます。また広野火力発電所のIGCC整備に関わる従業者が2,000人程度となることが想定されています。さらに原子力発電所や新たな産業立地に伴いビジネス客や被災状況を巡る学習観光など多様な観光客等の流入も多くなるものと思われます。こうした交流人口や実働人口（居住や就業を行う人）を加えると、広野町の人口は約10,000人となります。

※1：平成25年調査は世帯を対象に実施、平成26年調査は18歳以上の全町民を対象に実施したため、前提条件が異なります。

※2：浪江町・双葉町・大熊町・富岡町及び福島県、復興庁による住民意向調査（平成26年実施）

第 3 章

まちづくりの 基本方向



第3章

まちづくりの基本方向

将来像の実現に向けて、具体的な施策分野の基本方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

第1節 安心して暮らし続けられるまち

1 町民の健康を守る放射線対策など原子力災害対策の推進

町民、特に子どもの安全を最優先に、引き続きモニタリング体制の充実や除染の推進及び食品の新基準に対応した放射性物質検査を進めるなど、町一丸となって対応を進めるとともに、国・県をはじめとする関係機関へ放射線対策徹底の要請を行い、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、風評被害対策をはじめ引き続き原子力災害からの脱却を目指して、生活再建支援を充実し、町民が希望を持って暮らすことができるまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・モニタリング体制の充実、放射性物質検査体制、放射線相談事業の充実
- ・風評被害対策等の推進による生活再建の促進

2 地域で共に助け合う災害に強いまちづくりの推進

自然災害や原子力災害から町民の尊い生命と大切な財産を守るため、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公共が行う「公助」が連携して、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地域防災計画や広域避難計画などの策定を通じて防災体制の充実を図ります。また地域の特性を踏まえつつ、幹線道路や生活道路の整備を進めることにより、安全・安心の道路ネットワークを形成するとともに日頃から防災教育を通じて町民の防災意識を高めるなど災害に強い防災まちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・地域防災計画（一般災害、震災、原子力災害対策等）、広域避難計画の策定
- ・地域防災計画等に基づく、避難訓練の実施、防災教育の推進
- ・道の駅を含めた地域防災の拠点づくり

3 身近な犯罪の防止、不安の解消による安全・安心のまちづくりの推進

廃炉や除染、新たな産業復興に向けて、より多くの人々が町内を通過したり、既に一時的な居住の実態も伺えます。町民はもとよりこれら多様な人々との共生のルールづくりを進めるとともに、町内パトロールや見守りカメラ、街路灯の整備など犯罪の起こりにくい環境整備を進め、町民が安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・「安心・安全ネットワーク会議」を通じた共生のルールづくりとその徹底
- ・見守りカメラ、街路灯の整備



安心・安全ネットワーク会議委員による
交通安全立哨活動



広野町消防団

第2節 子どもたちを安心して育てることのできるまち

1 みんなで見守る子どもがのびのびと育つまち

子どもの安全を守り、健やかな成長を促す環境づくりを進め、地域の見守りとともに、豊かな広野の自然を活かせるよう放射線対策を進め、子どもが元気にのびのびと育つまちづくりを進めます。

また、若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるよう、若い世代の雇用確保とともに、子育て支援に関する情報を一元的に管理し、産前産後のケアから育児中の母親のリフレッシュを目的とした一時預かりなど体制の拡充を図り、社会全体で子育てを支援する体制づくりを目指し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。

🔄 主な取組のイメージ

- ・社会全体で子どもと子育てを支援する体制づくり（子育て支援条例、子ども憲章の策定）
- ・地域の子育て拠点の整備や子育て総合支援コーディネーター（仮称）の配置による相談体制の充実
- ・ママサポート（就学前幼児を対象とした一時預かりや親同士の交流、家事援助、ベビー用品等のリユース等）

2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

次代を担う子どもたちが、自らが学ぶ意欲と時代の変化に柔軟に対応できる生きる力を身につけることができる機会の提供や環境づくりを進め、それぞれの個性を伸ばせるまちづくりを進めます。

学校や家庭、地域が連携し、学力や体力、社会性や豊かな人間性を養うことができる学校づくりと、地域や自然、多世代との交流や国際交流、平成27年度開校するふたば未来学園との連携など様々な経験ができる環境づくりを進め、豊かな心と確かな学力を身につけることができるまちづくりを進めます。

🔄 主な取組のイメージ

- ・大学ボランティア等と連携した放課後や夏休み等の小中学生の学習支援
- ・基礎学力向上や不安をなくす学力向上の推進
- ・ホームステイ等、海外教育交流の推進



子育て支援体制の構築



広野町中学生海外教育交流派遣事業
（カナダ バンクーバー）

第3節 だれもが明るくいきいきと暮らせるまち

1 互いに支えあい、安心して暮らせるまち

町民一人一人が尊重され、地域の中で安心して暮らしていただけるためには、地域社会全体で支えあうことが必要です。しかしながら、避難等により地域コミュニティが脆弱化していることから、ボランティアやNPO等、多様な主体による支援受入を促進するなど、地域社会自体も支えあいながら、誰にも優しいまちづくりを進めます。

町民の誰もが地域社会を構成する貴重な一員であり、一人一人が孤立せず、互いを尊重し、支援を必要とする人をお互いに支えあいながら、福祉、保健、医療などが連携した総合的な地域福祉を推進し、誰もが健康で自立して暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・ケアサポーター等、地域人材の育成、確保
- ・身近な地域での多世代交流サロンやコミュニティカフェ等の交流の場づくり
- ・ひとり暮らし高齢者など支援が必要な人の把握と見守り活動の仕組みづくり（ICTの活用等）
- ・子どもや妊婦、高齢者など災害時に援護が必要な人の把握と見守り活動の仕組みづくり

2 心身共に健康で、笑顔で生活のできるまち

町民一人一人が自発的・主体的に健康づくり活動に取り組める環境を整えるとともに、放射線相談室や各種健康診断、健康教室などを通じて、病気の予防や早期発見に繋がる医療・健康情報の提供に努め、誰もが生涯にわたって心身共に健康で暮らすことができるまちづくりを進めます。

特に、早期に町内の医療体制の拡充を図り、緊急時の医療体制や専門医療機関等の確保など、安心して適切な医療を受けられる体制を整え、安心して生活を送ることができるまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・多くの町民が関心を持ち楽しみながら参加できる健康づくりイベント（親子の健康クッキング、町内健康ウォーキング等）の実施
- ・一次医療圏として町民の日常生活に密着した医療、保健、福祉サービスの確保、充実
- ・広域（二次医療圏）の医療ネットワーク体制の充実、強化

3 広野町ならではの文化・芸術活動など生涯にわたり学ぶことのできるまち

震災によりかつての地域コミュニティが崩壊し、再興まで課題の多い伝統芸能もありますが、これらの継承を図るためにも町民の関心や後継者の育成を図っていくことが必要です。このような取組に併せ、文化・芸術、スポーツ等の交流機会を拡充し、青少年が、地域で世代を超えたつながりや交流を持ち、社会性や人間性を身に付けながら、次代を担う人材として健全に成長できるまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・生涯学習の拠点づくりと町の歴史、伝統、文化を学べる講座等の実施
- ・町民参画によるサマーフェスティバルやひろの童謡まつりの実施
- ・Jヴィレッジ等を拠点とするスポーツ交流の推進
- ・国際シンポジウムの定期的な開催



ひろの童謡まつり



広野昇龍太鼓

第4節 双葉郡復興の拠点となる環境と共生した利便性の高いまち

1 安全・安心して快適に利用できる都市環境の整ったまち

広野町の特性である良好な住環境や景観を維持・形成するため、各地区の特性や歴史的・文化的資源等を生かしたうるおいと魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、ＪＲ常磐線広野駅周辺等の整備に合わせて、高齢者に優しく、より利便性の高い駅前広場や連絡通路、住宅地などの都市基盤整備を進め、にぎわいのある都市空間を創出します。また、帰還困難区域等を抱える町からふるさとにより近い広野町への移住を希望する人々や原子力発電所の廃炉や新しい産業集積に伴って新たな町民が増えることが期待されます。したがって無秩序な開発とならないよう宅地や住宅の確保を図るとともに、駅周辺に若い世代が住みやすい低廉な家賃のアパートを整備するなど、多様な住まいの確保に努め、双葉郡復興の拠点となるまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・ＪＲ広野駅周辺地域の整備（東西駅前広場、東西連絡通路、住宅地等）
- ・災害公営住宅、復興公営住宅の整備、民間賃貸住宅の誘導（子育て世帯向けの優良な賃貸住宅等）
- ・スマートウェルネス住宅
（子育て世帯や高齢者等の居住の安定確保と健康の維持、増進に資する住宅）の整備

2 利便性が高く、良好な生活環境の整ったまち

震災後、不便な生活が続いていますが、４年が経過するなか、病院や診療所が再開され、また平成27年春には役場周辺に商業施設の立地が決定されるなど、町民の生活環境も次第に整っています。今後は、双葉郡復興の拠点となる本町の役割に即して、一層の医療機関の拡充とともに、商業機能や生活支援サービス機能等の充実を図り、誰もが便利で安全・安心して利用できる良好な生活環境が整ったまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・コミュニティセンター（商業施設集積）を核としたＪＲ広野駅西側への生活関連サービスの集積（西側地区の活性化）
- ・ＪＲ広野駅東側への生活関連サービス事業所の誘致

3 安全・安心に移動できる交通利便性の高いまち

災害に強い幹線道路の整備や歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる生活道路の整備を進めるとともに、町民バスや復興支援バスの充実、ＪＲ常磐線の運行ダイヤの充実など、若い世代や高齢者などが快適に移動できる利便性の高い交通環境が整ったまちづくりを進めます。

また、交通結節点となるＪＲ広野駅周辺には、待ち時間を快適に過ごすことのできるアメニティ機能や町のさまざまな情報を入手することができる情報受発信機能の充実を図るなど、交通結節点を活かしたまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・道路ネットワーク（幹線、生活道路等の役割・位置づけの明確化と役割に応じた整備）の拡充
- ・ＪＲ常磐線の運行ダイヤの拡充
- ・町民バス、復興支援バスの充実、高速バスの再開
- ・駅待ち時間を活用した自習や休憩、情報収集ができる拠点（コミュニティカフェ等）の整備

4 豊かな自然や身近な緑と共に生きるまち

広野町には五社山と東に流れる北迫川、浅見川、折木川などの河川や二ツ沼や西ノ沢ため池などの湖沼もあり、これらの豊かでうるおいのある自然環境を将来の世代に継承するため、一日も早い放射線対策を進め、身近な水と緑を大切に守り、育て、人と自然が共生するまちづくりを進めます。

また、だれもが憩える身近な交流の拠点となる公園や防災機能も併せ持つ緑地を町民とともに整備を進め、良好な都市環境の整ったまちづくりを進めます。

さらに、資源循環型社会を実現するため、ごみの減量や資源化をより一層進めるとともに、町民、事業者及び行政が連携し、再生可能エネルギーやスマートコミュニティの普及促進など、各主体の役割に応じた環境にやさしいまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・豊かな自然環境を活かした住民参画型の里山づくり、川づくり
- ・山林、ため池の除染
- ・スマートコミュニティ構想の推進



花いっぱい運動



記念植樹標柱建立

第5節 社会の要請に応え活気と活力のあるまち

1 社会の要請に応え、地域の特色が光るにぎわいのあるまち

豊かな町民生活を支え、まちの活力を高めるために、原子力発電所の廃炉や広野火力発電所への石炭ガス化複合発電施設（IGCC）整備などに関連する事業所や事業所関連サービス業などへの創業支援や企業誘致を進めるとともに、企業家精神に富む商業者の育成、農業の復旧と新たな農業の振興など、広野町に期待される新たな産業構造の確立を目指して、活気とにぎわいのあるまちづくりを進めます。

④ 主な取組のイメージ

- ・ 廃炉産業及び関連産業等の事業所の誘致、町内立地の推進
- ・ 広野火力発電所のIGCC整備に伴う事業所の誘致
- ・ 若者や女性など、起業を目指す人への創業支援制度の充実

2 訪れたいくなる、住み続けたいくなる、愛着と誇りのあるまち

「これこそ広野」というまちの資源を発掘し、広野ブランドとして磨き、町民が広野町に愛着と誇りを持って広く地域内外に発信することによって、地域外からも多くの人々から訪れたいと思われるまち、住んでみたいくなるまち、そして住み続けたいくなるまちづくりを進めます。

実際に来て見てもらうことが風評被害対策の一番の取組ですが、行政だけでなく町民やあらゆる主体が広野町の状況や実情について積極的に情報発信し、風評被害の軽減に努め、若い世代も安心して住み、働くことのできる環境を整え、みんなが愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。

④ 主な取組のイメージ

- ・ 地域特産品の開発、広野ブランドづくり
- ・ 地域情報発信のためのICT^{※1}活用講座（全町民によるプロガー養成講座）及び公共施設等の情報通信環境の充実



二ツ沼総合公園 風車と煙突とつつじ



広野町特産品

※1：情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

第6節 顔の見えるネットワークやコミュニティがいきいきとしたまち

1 お互いが支えあう地域コミュニティがいきいきとしたまち

原子力災害等により地域のコミュニティが脆弱化し、かつての地域での支えあいができなくなっている地域も多くあります。町民一人一人が地域コミュニティの大切さを理解し、地域コミュニティの一員としてコミュニティ活動に積極的に参画できるまちづくりを進めます。具体的にはコミュニティカフェや公園のベンチや東屋など気軽に交流できる居場所づくりやお互いの顔が見えるネットワークづくり、町民が主体となって取組めるイベントなど参画の機会を創出し、いきいきとした地域主体のまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・行政区等の再編、見直し
- ・地域コミュニティ育成支援（自治会やまちづくり協議会等の形成・運営支援、地域コミュニティ計画作成、協働のまちづくり、協働による防災力向上・地域環境形成等）

2 すべての町民が輝くまち

年齢、性別、障がいなどについて、町民一人一人が互いに理解・尊重し、認め合う公平な社会を目指します。特に男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に対等に参画できる社会や、地域に暮らす外国人や原子力発電所廃炉等の従事者にも対応したまちづくりを進めます。

主な取組のイメージ

- ・地域共生計画、事業の推進
- ・男女共同参画社会づくりの推進
- ・国際シンポジウムの定期的開催（再掲）



下北迫地蔵講



国際フォーラム

第4章

まちの将来像の 実現に向けて



第4章 まちの将来像の実現に向けて

本構想に掲げるまちの将来像「子どもの歓声とともに 新たな時代を開くまち—広野」の実現に向け、私たちのまちは、私たちが主体的に責任を持ってつくるという自主・自立の考えのもと、まちづくりを進めていきます。

そのため、まちづくりの実践に当たっては、以下のことを基本的な取組方針とします。

第1節 町民が主役で自ら参画するまちづくり

まちづくりの主役は町民です。そのような共通理解のもと、広野町に関わるまちづくりのさまざまな主体がお互いを尊重し、助けあいながら、相互信頼に基づく連帯の輪を広げ、自ら参画することによって将来像の実現を目指します。

その上で、町民と行政の適切な役割分担や連携による協働を図るため行政は町民の様々なまちづくり活動が主体性をもって取組めるような支援や、より効果的に活動を展開するための情報提供や協力関係の構築など、積極的に役割を果たします。



第2節 新たな行政課題に対応できる役場づくり

町民のニーズの多様化や時代の変化に的確かつ柔軟に対応した町行政を行うため、町は、町民の視点に立った、町民のための役場づくりを進めます。

1 組織体制の整備

広野町では平成26年4月に組織体制の見直しを行いました。さらに町民に分かりやすく、簡素で効率的な組織体制のあり方を検討します。また、新たな行政課題や既存組織体制では取組が困難な場合には、施策の効果的な展開が図れるよう、部署間の連携を強化するなど、迅速かつ的確な対応を図ります。

2 人材育成

職員一人一人が、町民に信頼され、町行政の担い手として意欲を持って職務に取組めるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材育成、確保を図ります。

3. 情報共有化

町民の主体的なまちづくりに関する情報や、その成果や効果についても、客観的な広報を行い情報の共有化を推進します。

また、町民と行政の良好な信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、町財政に関する情報提供を行い、町行政の透明化を図ります。

4 近隣自治体等との連携・協力

町民の生活圏の拡大や広域的な行政課題に対応するため、共通する課題や目的に応じ、近隣の自治体や姉妹都市等との連携や交流を促進し、町民サービスの向上を図ります。



第3節 計画的な行政の推進

将来にわたり、さまざまな課題に対応し安定した町民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効率的・効果的に活用する必要があり、そのため、計画・行財政改革・執行、評価が一体となった町行政を推進します。

1 基本計画の策定・推進

本構想に基づく具体的な町行政の取組を進めるうえでの指針となる基本計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。また、基本計画は定期的な見直しを行うとともに、社会動向や時代の要請等に対して、適宜見直しを行うなど柔軟な対応を行います。

2 健全な財政運営と不断の行財政改革

基本計画の策定・推進に当たっては、健全な財政を維持し、中長期的な財政の見通しを持ち、財政基盤の強化を図りながら、事業調整等を行います。

また、質の高い町民サービスを継続的に提供するため、不断の行財政改革を推進します。

3 行政評価による行財政運営

まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先度、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図ります。

また、評価の結果や事業等の見直しについては、町民の理解が得られるよう、分かりやすく示しながら取組を進めます。



資料編



第五次広野町町勢振興計画策定経過

開催日	経過等	
平成26年7月24日	第1回まちづくり会議	基本構想の検討
8月21日～ 9月3日	まちづくりアンケート	
9月19日	第2回まちづくり会議	
10月1日	第1回庁内ワーキンググループ会議（H26）	
10月3日	第3回まちづくり会議	
10月17日	第4回まちづくり会議	
10月31日	第5回まちづくり会議	
11月27日	第2回庁内ワーキンググループ会議	
12月18日	第3回庁内ワーキンググループ会議	
平成27年1月15日	第6回まちづくり会議	
2月12日	第7回まちづくり会議	
3月19日	第4回庁内ワーキンググループ会議	
7月28日	第1回庁内ワーキンググループ会議（H27）	
9月25日	第2回庁内ワーキンググループ会議	
11月17日	第3回庁内ワーキンググループ会議	
11月30日	第4回庁内ワーキンググループ会議	
12月7日	第5回庁内ワーキンググループ会議	
12月10日	第1回策定委員会（課長等会議）	
12月17日	第6回庁内ワーキンググループ会議	
12月24日	第7回庁内ワーキンググループ会議	
平成28年1月14日	第8回庁内ワーキンググループ会議	
1月20日	第2回策定委員会（課長等会議）	
2月15日	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会	
2月19日～ 3月18日	パブリックコメント	
2月22日	総合振興計画審議会設置及び第1回審議会（諮問）	
2月29日	第2回審議会	
3月25日	第3回審議会（答申）	

まちづくりアンケート調査

「第五次広野町町勢振興計画」並びに「国土利用計画 第二次」の策定にあたり、町民を主体に「広野まちづくり会議」を組織し、計画策定に参画して頂きました。会議では、本町のまちづくりについて、広く意見や提案を収集し、本町の復興や新たなまちづくりに活かすことを目的に、アンケート調査を実施しました。

【アンケート概要】

①調査対象

広野町に住民票を置く18歳以上 4,390名

②調査期間

平成26年8月21日～9月3日（締切日）

③回収数

916票（回収率20.9%）

まちづくりアンケート

広野町の復興のためにご意見をお聞かせください。

町民の皆様におかれましては、震災後、ご不便とご不安の中、日々を送られていることと存じます。

さて、広野町では新たに「広野町町勢振興計画」並びに「国土利用計画」を策定することとしており、この度、「広野まちづくり会議」を組織し、計画策定に対し町民として参画していくこととなりました。

お送りさせて頂きました「まちづくりアンケート」は、町民の皆様より、日頃の実感とともに、広野町のまちづくりについて、広くご意見や提案を頂き、広野町の復興や新たなまちづくりに活かしていきたいと考え実施するものです。何卒本調査にご協力頂きますようお願い申し上げます。

平成26年8月
広野まちづくり会議

広野町総合振興計画策定要綱

第1 計画の策定

広野町総合振興計画（以下「計画」という。）の策定は、この要綱に定めるところによる。

第2 計画策定の基本方針

(1) 計画の目的

豊かで、活力と潤いのある新しい時代の町づくりを推進するため、広い視野から長期展望に立った総合的な計画を樹立する。

(2) 計画年次

計画年次は、次のとおりとする。

- ① 目標年次 西暦2025年（平成37年）を目標年次とする。
- ② 初年次 平成28年度を計画の初年次とする。
- ③ 資料の基準年次計画策定に使用する基礎資料は、最新のものとする。ただし、国勢調査に関する資料は、平成7年、平成12年、平成17年及び平成22年のものとする。

(3) 計画の構成

この計画は、基本構想及び基本計画の2つの構成とする。

- ① 基本構想 町の歴史、自然条件を踏まえ理想に満ちた町の将来像を描く。
- ② 基本計画 基本構想に基づき、計画の目標及び基本政策の内容を明らかにする。

第3 計画の期間

基本構想は10年間を目標とする。基本計画は広野町復興計画（第二次）の目標年次（前期復興期（平成29年度）、後期復興期（平成33年度））に計画の内容を見直す。

第4 計画策定の推進体制

- (1) 計画の策定を円滑にするため、庁内に「三役会議、策定委員会及びプロジェクトチーム」を設置する。この構成は、町長、副町長、教育長及び各課等の長並びに町長が委嘱したプロジェクトチームをもって構成する。
- (2) 計画策定に当たり、専門的立場から指導助言を得るため、学識を有する方々に協力を依頼する。
- (3) 計画内容に広く町民の意志を反映させるため「広野町総合振興計画策定協議会」及び「広野町総合振興計画審議会」を設置する。

第5 計画策定の手続き

計画策定の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 基本方針の決定
- (2) 基礎調査の実施
- (3) 資料の収集
- (4) 素案の作成
- (5) 調整検討
- (6) 審議会に関する諮問
- (7) 計画案の決定

第6 計画策定に必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

広野町総合振興計画審議会規則

(目的)

第1条

この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、広野町の総合振興計画等の策定に関し、町長の諮問に応じ調査審議を行うため、総合振興計画審議会の設置及び施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条

広野町に広野町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条

審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 広野町総合振興計画の策定に関する事項
- (2) 広野町土地利用計画の策定に関する事項
- (3) その他、町長が総合的な企画立案上必要と認める事項

(組織)

第4条

- 1 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 町議会議員
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関及び団体の役職員

(会長及び副会長)

第5条

- 1 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条

- 1 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(意見の聴取)

第7条

審議会は、必要に応じ、有識者から意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条

広野町総合振興計画審議会委員の謝礼は、日額6,000円とする。ただし、会議等に要した時間が4時間未満の場合には、日額4,000円とする。

(事務局)

第9条

審議会の事務は、復興企画課が処理する。

(補則)

第10条

この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年6月24日規則第15号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月27日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の広野町総合振興計画審議会規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月24日規則第19号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

広野町総合振興計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

氏 名	役 職 名
◎ 黒 田 政 徳	広野町議会議長
北 郷 幹 夫	広野町議会副議長
遠 藤 浩	広野町議会総務文教常任委員会委員長
小 磯 利 雄	広野町議会産業厚生常任委員会委員長
渡 邊 正 俊	広野町議会運営委員会委員長
塩 史 子	広野町議会広報委員会委員長
根 本 修 行	広野町教育委員会委員長
山 本 明 吉	広野町商工会副会長
○ 矢 内 光 正	広野町消防団団長
八 巻 いみ子	広野町消防団婦人消防隊長
根 本 衛	広野町社会福祉協議会副会長
木 幡 綾 子	広野町婦人会会長
遠 藤 健太郎	広野町文化協会会長
田 村 弘 一	広野町社会教育委員会議長
志 賀 健 夫	広野町都市計画審議会会長
米 山 正 彦	広野町国民健康保険運営協議会会長
鈴 木 利 令	広野町農業委員会会長
青 木 隆	広野町振興公社社長
矢 口 浩 二	東京電力(株)広野火力発電所副所長
西 本 由美子	NPO法人ハッピーロードネット理事長
鈴 木 正 範	NPO法人広野みかんクラブ理事長
賀 澤 正	NPO法人浅見川ゆめ会議事務局長
松 本 登志枝	NPO法人劇団ぼっぼ代表
磯 辺 吉 彦	広野わいわいプロジェクト事務局長

広野町総合振興計画策定協議会委員名簿

まちづくり会議		庁内プロジェクトチーム
委員	赤津 清	猪狩 裕一
委員	阿部 理恵	岡 修一
委員	飯島 伸芳	加賀 博行
委員	猪狩 明子	北郷 恵子
委員	犬塚 富佐子	鯨岡 圭介
委員	大越 直美	鯨岡 公一
委員	大和田 幸弘	鯨岡 晋悟
委員	木幡 昭幸	鯨岡 祐紀
委員	鈴木 すみ	黒田 泰将
委員	田村 弘一	佐藤 和也
委員	中島 徹	志賀 裕一
委員	西本 久雄	鈴木 亮
委員	根本 賢仁	新妻 有貴
委員	松岡 洋文	根本 忠幸
委員	馬上 直	根本 美江
委員	馬上 義幸	芳賀 弘美
委員	横田 和希	林 澄子
委員	渡辺 克幸	松本 記美子
広野まちづくり応援団 福島工業高等専門学校	芥川 一則	松本 嘉子
		横山 正文
		渡辺 幸貴

広野町総合振興計画審議会への諮問及び答申

28広企第59号
平成28年2月22日

広野町総合振興計画審議会
会長 黒田 政徳 様

広野町長 遠藤 智

第五次広野町町勢振興計画および広野町国土利用計画（第二次）の策定について（諮問）

このたび、平成28年度を初年度とし平成37年度を目標年次とする第五次広野町町勢振興計画および広野町国土利用計画（第二次）を、次のとおり定めたいので貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第五次広野町町勢振興計画（案）
（1）基本計画
- 2 広野町国土利用計画（第二次）（案）

答申第1号
平成28年3月25日

広野町長 遠藤 智 様

広野町総合振興計画審議会
会 長 黒 田 政 徳

第五次広野町町勢振興計画及び国土利用計画（第二次）の策定について（答申）

平成28年2月22日付28広企第59号をもって諮問のあった第五次広野町町勢振興計画（案）及び国土利用計画（第二次）（案）について慎重に審議した結果、適当なものと認めます。この計画に基づく施策の実施に当たっては、審議過程における意見を十分配慮されるよう希望します。



広野プラン 2025

第五次広野町町勢振興計画

発 行 平成28年3月 福島県広野町
編 集 広野町復興企画課
〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35
TEL:0240-27-2111 (代表) FAX:0240-27-2212
URL:<http://www.town.hirono.fukushima.jp/>



広野町章の意義

「ひろの」の「ひ」を図案化したもので円形は融和と団結を表し、翼形は産業文化の発展と躍進を表現したものです。

広野町町民憲章

わたくしたちは、美しい山と、川と海に恵まれた広野町の町民です。

わたくしたちは、この郷土に住む自覚と誇りを持ち、先人が築いた品性豊かな心を受けついで、お互いに心を合せ、明るく住みよい、緑と光の豊かな町をつくるため、ここに町民憲章を定めます。

- 1.自然を愛し、心のふれ合う、平和なまちにします。
- 1.仕事に誇りを持ち、力を合わせて、豊かなまちにします。
- 1.互いに尊敬し、仲良く話し合える、楽しいまちにします。
- 1.教養を高め、からだをきたえ、明るいまちにします。
- 1.あしたに希望を持ち、たくましく、前進するまちにします。



町の鳥／メジロ

美しい鳴き声と、目の周囲が銀白色で、その姿が美しいことから制定されました。



町の花／ヤマユリ

町内一円に自生し、そのどっしりした形姿が良いため制定されました。



町の木／サクラ

町内全域に植えられており、特に山桜は山林内に多く自生していることから制定されました。